令和6年度

健全化判断比率等審查意見書

斑鳩町監査委員

令和6年度普通会計健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この普通会計健全化判断比率等審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として執行 した。

2 審査の執行日

令和7年8月5日

3 審査した監査委員

佐伯知輝、嶋田善行の2名により審査を執行した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項 を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較 R6-R5	早期健全化 基準
①実質赤字比率	△ 10.93	△ 5.86	△ 6.75	△ 0.89	14. 1
②連結実質赤字比率	△ 20.83	△ 12.77	△ 13.37	△ 0.60	19. 1
③実質公債費比率	7.8	8. 1	8. 0	△ 0.1	25. 0
④将来負担比率	18.6	9.6	4.8	△ 4.8	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の△表示は黒字であることを示す。

対前年度比較の△表示は改善していることを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は△6.75%で、決算が黒字であり問題はない。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は△13.37%で、実質赤字比率と同様に黒字であり問題はない。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は8.0%で、早期健全化基準を下回っており問題はない。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は4.8%で、早期健全化基準を下回っており問題はない。また、前々年度(18.6%)、前年度(9.6%)と比較すると将来負担比率が減少している。しかし、今後さらに進行する少子高齢化社会への対応や公共施設の維持管理等に多額の費用を要することが予想されるため、将来負担比率が減少するよう行財政運営の健全化に努めるべきである。

(3) 是正勧告を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この水道事業会計経営健全化審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として執行した。

2 審査の執行日

令和6年8月5日

3 審査した監査委員

佐伯知輝、嶋田善行の2名により審査を執行した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比率名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較 R6-R5	経営健全化 基準
資金不足比率	△ 90.27	△ 73.02	△ 55.50	17. 52	20.00

[※]資金不足比率の△表示は資金が不足していないことを示す。

(2) 個別意見(資金不足比率について)

水道事業の令和6年度決算における資金不足比率は、△55.50% (前年度△73.02%、経営健全化基準は20.00%)で資金不足の状態ではない。

また、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を示す流動比率(流動資産/流動負債を百分率で示したもの)は、163.48%(前年度 188.50%)で、流動性を確保するための比率(100%以上)を上回っており、短期的な債務に対する支払い能力を有する状況である。

(3) 是正勧告を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この下水道事業会計経営健全化審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として執行した。

2 審査の執行日

令和7年8月5日

3 審査した監査委員

佐伯知輝、嶋田善行の2名により審査を執行した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

比率名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比較 R6-R5	経営健全化 基準
資金不足比率	△ 70.56	△ 63.74	△ 52.49	11. 25	20.00

※資金不足比率の△表示は資金が不足していないことを示す。

(2) 個別意見(資金不足比率について)

下水道事業の令和6年度決算における資金不足比率は、△52.49%(前年度△63.74%、経営健全化基準は20.00%)で資金不足は生じていない。

なお、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を示す流動比率 (流動資産/流動負債を百分率で示したもの) は、40.43% (前年度 52.89%) で、流動性を確保するための比率 (100%以上) を下回っているが、下水道事業は、「事業当初に短期間で集中的な建設投資を要し、その後長期間にわたる料金収入等でその原資を賄う事業」であり、令和6年度末時点での下水道普及率は73.1% (前年度71.0%) であり、今後も建設改良工事は継続され供用面積が拡大して接続件数が増加すれば、下水道使用料収入も増加し、流動比率も改善に向かうと考えられる。

(3) 是正勧告を要する事項

特に指摘すべき事項はない。